

# Weekly Accounting Review

2009年5月20日 (No. 007)

株式会社エスネットワークス リサーチ室第1部

会計・監査・税務に関する最新情報をお送りします。

## 【今週号のトピック】

- 会計／金融危機対応（米国財務会計基準審議会の改訂金融商品会計基準及び国際会計基準第 39 号の改訂）について
- 監査／継続企業の前提に関する四半期レビュー基準案の改訂の見込みについて
- 税務／金融・証券税制の改正の概要について

## 1. 金融危機対応（米国財務会計基準審議会の改訂金融商品会計基準及び国際会計基準第 39 号の改訂）について（5月13日）

財務会計基準機構は国際会計基準委員会（IASB）の第90回会議の会議報告について公表しました。

[http://www.asb.or.jp/html/iasb/minutes/20090422\\_090.pdf](http://www.asb.or.jp/html/iasb/minutes/20090422_090.pdf)

現在、金融危機対応として、国際会計基準（IAS）第39号（金融商品：認識及び測定）に関して、IASと米国財務会計基準審議会（FASB）共同で包括的に見直しが行われております。また、2009年4月に開催されたG20により、当該見直しの完了が2009年末までとされております。それに加えて、FASBが2009年3月17日に公表した金融商品会計基準の一部を改正する公開草案を公表し、4月2日にその改訂を決定しました。

以上のことを踏まえ、FASBによる基準の改訂内容及び今後の作業予定についてIASBにて議論が行われました。当該内容は以下の通りです。

### (1) FASBによる金融商品会計基準に対するIASBの対応

FASBによる金融商品会計基準の一部については2009年末までのIAS第39号の改訂と共に検討がなされ、当該一部を除いては、FASBによる金融商品会計基準と同等の改訂を行うことにIASBは暫定的に同意しました。

### (2) 今後の作業予定

IAS第39号の認識及び測定基準の見直しにあたり、当該測定方法を2009年7月までに決定し、9月を目途に公開草案を公表することが示されました。

## ショート・コメント

IAS第39号の2009年末までの基準策定に伴い、日本における金融商品会計がどのように対応していくか注目されます。

## 2. 継続企業の前提に関する四半期レビュー基準案の改訂の見込みについて(5月14日)

5月14日、企業会計審議会の監査部会にて継続企業の前提に関する四半期レビュー基準の修正案について討議されました。当該修正案は4月29日発行のWeekly Accounting Reviewにてお伝えしたとおり、4月9日企業会計審議会の「監査基準の改訂に関する意見書」が公表され、年度決算に係る継続企業の前提に関する監査基準が修正されたことに伴い、四半期決算における継続企業の前提に関する監査基準を修正するものであります。内容としては、改訂監査基準と同じ趣旨の修正案となっております。

[http://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kigyou/siryou/kansa/20090514.html](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyou/siryou/kansa/20090514.html)

なお、現在の四半期レビュー基準のうち、実施基準の修正案の内容及び現行基準との主な変更点は以下の通りとなっております。

監査人は前会計期間(現行基準:前事業年度)の決算日において継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在し、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められた場合には、当該事象又は状況に係る経営者の評価及び対応策の変更について質問しなければならない(現行基準:継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に関する経営者の評価に変更があるかどうかについて質問)。また、監査人が継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる(現行基準:抱かせる)ような事象又は状況を認めた場合には、経営者には継続企業の前提に関する開示の要否について質問しなければならない。

質問の結果、監査人は、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる(現行基準:開示を必要とする事象又は状況がある)と判断した場合には、継続企業の前提に関する事項について、(現行基準:それらの事象又は状況が)四半期財務諸表において、一般に公正妥当と認められる四半期報告書の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうかに関し、追加的な質問や関係書類の閲覧等の追加的な手続を実施して、検討しなければならない。

また、当該修正案では改訂四半期レビュー基準は、平成21年6月30日以後終了する四半期会計期間に係る四半期財務諸表の監査証明から適用されることとなっております。

なお、今回の監査部会を踏まえ、近々四半期レビュー基準の改正案の草案が公表される見込みです。

### ショート・コメント

上記四半期レビュー基準の改訂と関連しますが、継続企業の前提に係る財務諸表等規則の改正内容に合わせ、四半期会計基準、四半期財務諸表等規則についても、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき」、経営者は、その評価の手順に従って、①当該事象又は状況が存在旨及び対応策、②当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策、③当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由などを注記するように改正される見込みです。

### 3. 金融・証券税制の改正の概要について(4月14日)

国税庁は平成20年度及び平成21年度の税制改正において、金融・証券税制について「平成20年度及び21年度における改正の要点」を公表しました。

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/joho-zeikaishaku/shotoku/shinkoku/090410/index.htm>

主な内容は以下の通りです。

- (1) 上場株式等の配当等に対する課税の見直し
  - ① 配当等に係る軽減税率の廃止、特例措置の適用（平成23年12月31日までの税率は10%で以前と変わらない）
  - ② 上場投資信託の償還金額等に係る課税の特例の創設（上場投資信託の終了または一部の解約により支払を受ける金銭等のうち、収益の分配として課税される部分について所得税を課さない）
- (2) 上場株式等の譲渡所得等に対する課税の見直し
  - ① 譲渡所得等の金額に対する軽減税率の廃止、特例措置の適用（平成23年12月31日まで金融商品取引業者等通じた譲渡等の税率は10%で以前と変わらない、平成24年1月1日以降は20%）
  - ② 源泉徴収の選択をした特定口座の軽減税率の延長（平成23年12月31日までの税率は10%、平成24年1月1日以降は20%）
- (3) 損益通算の特例の創設
  - ① 平成21年以後各年について、上場株式等に係る譲渡損失と上場株式等の配当に係る配当所得を損益通算可

#### ショート・コメント

上記内容によると上場株式等の配当・譲渡に対し、低い税率が適用されるのは平成23年12月31日までとなっております。景気が悪化している昨今の状態が長く続くようであれば、当該税率はそれ以降も延長されることが期待されます。

#### **【本レポートに関するお問い合わせ先】**

株式会社エスネットワークス リサーチ室第1部 公認会計士 橋本 卓也

Tel:03-5573-4661 / [t-hashimoto@esnet.co.jp](mailto:t-hashimoto@esnet.co.jp)